

処分基準

令和8年4月1日作成

法令名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根拠条項：第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第66条の2第1項
処分の概要：過労運転車両に係る指示
原権者（委任先）：北海道公安委員会（方面公安委員会）
法令の定め： 北海道公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく営業停止命令等の基準に関する規程第3条（法の指示及び点数の付与を行う基準等） 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第27条（方面公安委員会への権限の委任） 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令第6条（方面公安委員会への委任）
処分基準： 「過労運転を防止するため必要な運行の管理を行っている」と認められないときとは、自動車運転代行業者が使用する車両（代行運転自動車を含む。）について通常行うべき運行の管理を十分に行っていないため、その結果としてその車両について過労運転が行われたと認められるような場合であり、具体的には ○ 自動車運転代行業者が、当該運転手に対して、当該自動車運転代行業者の業務に関して過労運転を誘発するような行為をした場合 ○ 同一の車両について、過労運転が繰り返されたような場合 ○ 自動車運転代行業者が使用する複数の車両（代行運転車両を含む。）について、過労運転が行われた場合 などである。
問合せ先： 北海道警察本部交通指導課指導取締係（電話011-251-0110） 各方面本部交通課企画・指導係 （函館方面の場合（電話0138-31-0110）） （旭川方面の場合（電話0166-35-0110）） （釧路方面の場合（電話0154-25-0110）） （北見方面の場合（電話0157-24-0110））
備考：